

一般社団法人日本接着歯学会
学術大会発表優秀賞選考内規

1. 表彰に関する規程に基づき、学術大会発表優秀賞の選考内規を定める。
2. 本賞は、接着歯学の発展に寄与する優れた研究発表を行った者に授与するものである。
3. 本賞は、一般社団法人日本接着歯学会学術大会において報告された口頭発表とポスター発表を選考対象とする。
4. 受賞者の資格は次の各号に該当する者とする。
 - 1) 一般社団法人日本接着歯学会の会員であること。
 - 2) 口頭発表又はポスター発表の筆頭発表者であること。
5. 本賞受賞対象者の選考にあたっては、学術大会ごとに学術大会発表優秀賞選考委員会（以後、選考委員会と呼ぶ）を組織し、本賞受賞に相応しい者を選考する。
6. 選考委員会は理事及び学術大会大会長で構成するものとする。理事会は理事の中から選考委員を選出し、理事長がこれを委嘱する。
7. 本選考委員会に、委員長及び副委員長をおく。
8. 委員長は委員の互選により選定し、副委員長には委員長が指名した者を充てる。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
9. 選考に当たっては、学術大会に参加した代議員、接着歯科治療専門医及び終身認定医の投票により、受賞候補者を決定する。
10. 委員長は受賞候補者について委員会の選考過程及び選考結果を理事会に報告し、理事長はこれをうけ選考内容を公表する。
11. 本賞の受賞者には賞状及び副賞を授け表彰する。
12. 本内規の改廃は、表彰委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本内規は平成 28 年 10 月 19 日から施行する。
2. 本内規は令和 2 年 5 月 18 日から一部改定施行する。
3. 令和 5 年 3 月 31 日までは学術大会に参加した接着歯科治療認定医は投票権を有する。
4. 本内規は令和 3 年 8 月 30 日から一部改定施行する。